

危機管理マニュアル

～ 令和5年度版 学校における事例対応マニュアル ～

東広島市立福富小・中学校

基本的な考え方

【危機管理とは】

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一事故等が発生した場合、発生が差し迫った状況において、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することを指す。

【危機管理の三段階】

- 事前の危機管理（平時において、事故等の危機の発生を未然に防ぐ手段を講じること。）
- 発生時の危機管理（万一、事故等の危機が発生した場合に、その被害を最小限に抑えること。）
- 事後の危機管理（緊急的な対応の後、保護者への説明、心のケア、調査・検証・報告・再発防止の取組を行うこと。）

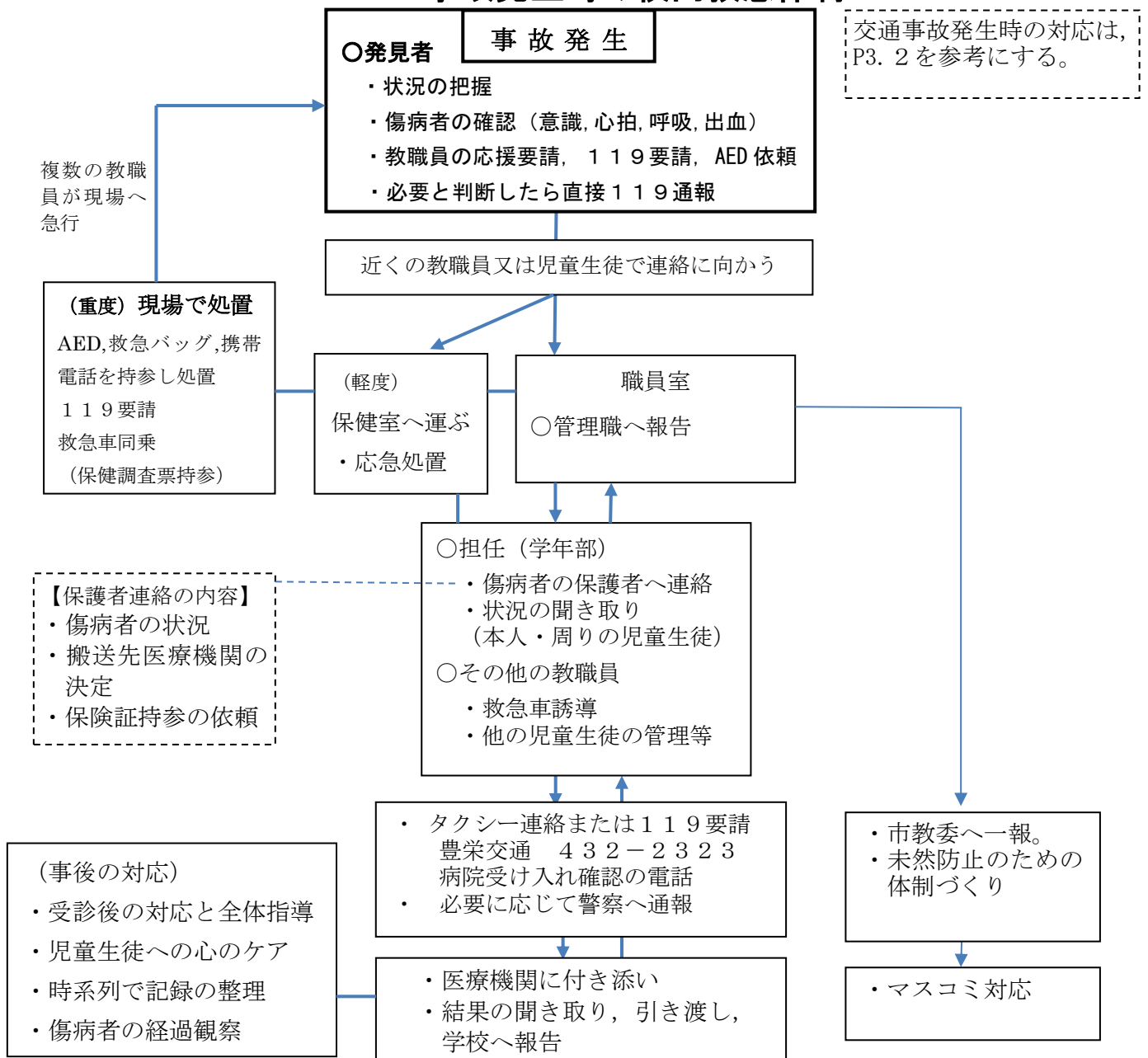
【危機管理対応上の留意点】

- 学校長を中心に、日頃から組織的に安全管理に取り組む校内体制を整備する。また、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図りながら取り組んでいくこと。
- 児童生徒の救命処置を最優先に、迅速かつ適切な対応をとること。
- 複数の教職員で対応し、迅速かつ確実に事実確認を行い、適宜管理職への報告と情報共有を図った上で児童生徒の保護者へ誠意ある対応を行う。（いつ、誰が、誰に、何を伝えるかを確認）
- 事前活動（安全点検・避難訓練・安全教育・教職員研修）は、重要な危機管理と認識する。

【個別の危機管理】

- 1 事故発生時の校内救急体制
- 2 登下校時の緊急事態への対応（交通事故）
- 3 登下校時の緊急事態への対応（不審者）
- 4 頭頸部外傷への対応
- 5 食物アレルギーへの対応
- 6 集団食中毒への対応
- 7 異物混入への対応
- 8 地震への対応
- 9 大雨・台風・土砂災害への対応
- 10 火災への対応
- 11 犯罪被害防止に関する日常管理
- 12 不審者侵入への対応（校内）
- 13 弾道ミサイル発射時
- 14 引き渡し下校
- 15 薬品の管理
- 16 問題行動（いじめ、暴力行為等）への対応
- 17 情報公開への対応
- 18 避難経路

1 事故発生時の校内救急体制



- 第一発見者は状況を確認し、近くにいる児童生徒から教職員の応援を要請する。
- 突然倒れた場合は119番通報し、心肺蘇生等の救命処置を行う等、救命処置を優先させる。
- それぞれの職員が行った対応、知った事実（時間、内容、人物）を記録し、時系列にまとめる。
- 校外での事故発生は、地元の警察、病院等、公的機関に支援を要請し、指示を受ける。
- 直ちに職員室に本部を設置し、綿密に連絡を取り、保護者との窓口とする。
- 児童生徒の安否確認は必要に応じて、電話、保護者メール・アンケート機能等を活用する。
- 保護者への引き渡し場所は、学校の校舎内または体育館とする。
- マスコミ対応は、管理職一本化とする。
- 事故の発生状況と対応を時系列にまとめる。（いつ、どこで、どのような事態が発生したか）
- 今後の対応と指導方針の策定を行う。「関係児童生徒の指導（事実確認、改善方策、心のケア等）」
「関係児童生徒の保護者との連携」「病院・警察・関係機関との連携」
- 事後措置として児童生徒への心のケアを行う。その際、スクールカウンセラーと連携する。

2 登下校時の緊急事態への対応（交通事故）

事故発生	→	初期対応	→	二次対応	→	→	→	事後対応
本部		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・警察・消防署等の要請 ・教職員へ指示 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・警察への対応 ・対応の確認 ・教職員への指示 				<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況の整理、報告 ・教育委員会への報告
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ・複数で現場へ急行 ・応急処置と救急車同乗 ・児童生徒の誘導と不安軽減 ・安否と事故状況の確認と学校への報告 ・警察への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・保護者への連絡 ・登下校時の留意点確認 				<ul style="list-style-type: none"> ・下校指導 ・時系列で記録、管理職へ報告
児童生徒		<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に避難 		<ul style="list-style-type: none"> ・病院での児童生徒の引渡し、検査結果の聞き取り 				<ul style="list-style-type: none"> ・当該及び関係する児童生徒への心のケア

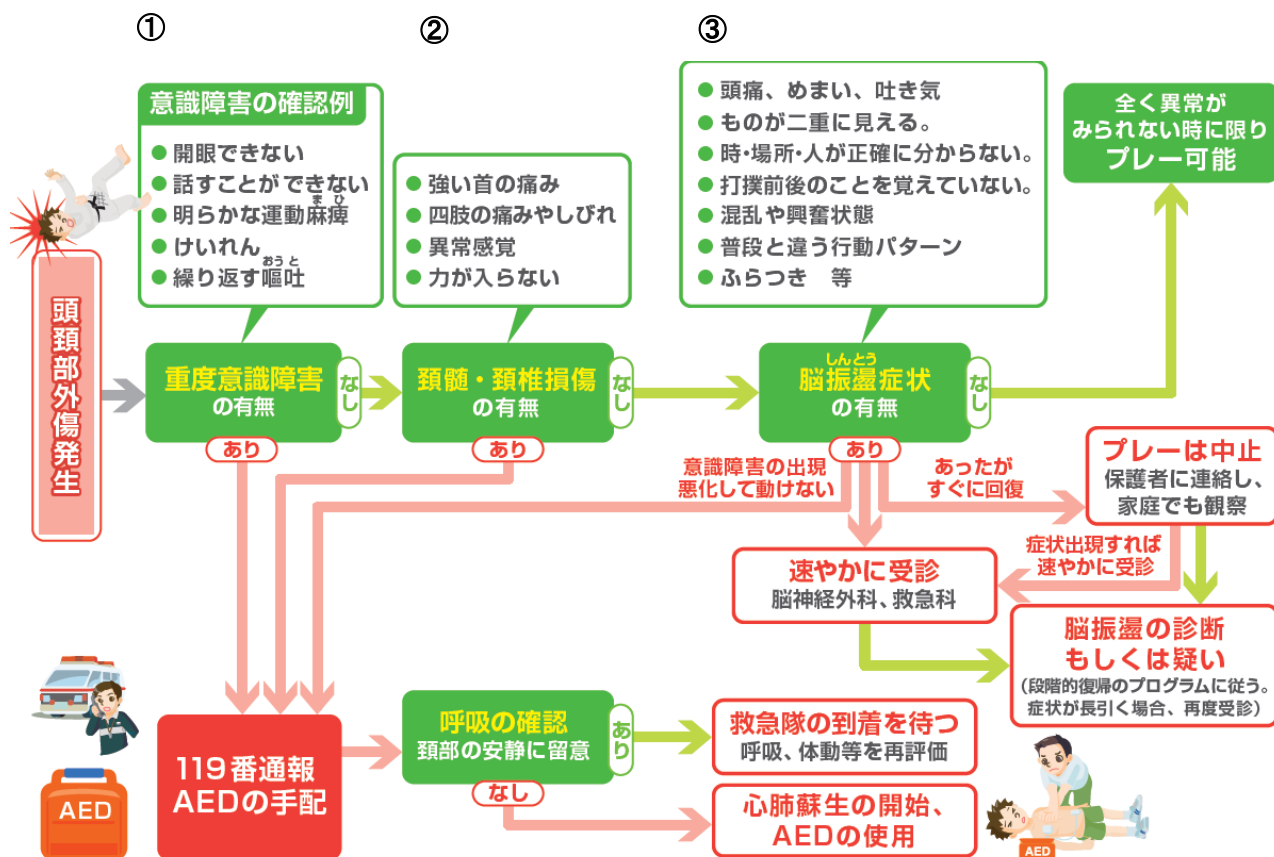
- 事故の一報が入ったら、「いつ、どこで、どのように事故が発生したのか、児童生徒の状態、110・119番通報をしているのか」を確認する。
- 複数で現場へ急行、事態を把握し、次の対応を行うとともに学校へ安否の報告を行う。

負傷者への応急手当と安全確保、救急要請、警察への対応、相手方の被害把握、他の児童生徒を現場から離し安全確保し、気持ちを落ち着かせる ※持参物（携帯電話、地図、メモ、ペン、救急バッグ）
- 被害に遭った児童生徒の保護者に一報を連絡する。（発生の状況、けがの程度、搬送先医療機関）その後の連絡で、正確な情報を伝える。
- 生徒指導部で状況把握、管理職への報告を行い、学校長を中心に指示系統を一本化する。
- 校外での事故発生は、地元の警察、消防署、医療機関、公的機関に協力を要請し、指示を受ける。その場合、直ちに職員室に本部を設置し、綿密な連絡を取り保護者との窓口とする。必要に応じてメール配信を行う。
- 事故の発生状況について、メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でそれぞれが行った対応も踏まえ、時系列にまとめる。
- 被災児童生徒及び関係の児童生徒の心のケアを行う。スクールカウンセラーと連携する。（きょうだい、友人、加害者となる児童生徒への配慮）

3 登下校時の緊急事態への対応（不審者）

- 第一報が入った時点で把握する情報
 - いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか □110番通報したか
 - 負傷者はいるか □119番通報したか □周囲にほかの児童生徒はいるか
- 「2 登下校時の緊急事態への対応（交通事故）」を参考に、現場へ急行し被害者の安全確保と情報収集を行い、学校へ一報する。
- 警察への未通報の場合は、通報を行う。負傷者がいる場合は、119番通報する。
- 被害に遭った児童生徒の保護者に一報を連絡する。（発生の状況、けがの程度、搬送先医療機関）その後の連絡で、正確な情報を伝える。
- 不審者が近辺にいると考えられる場合は、警察が到着するまで児童生徒の安全確保を図り、学校へ連絡を入れ、避難誘導を行う。（現場付近の地域住民にも協力を依頼する。）
- 市教委への第一報を行う。

4 頭部・頸部外傷への対応



(1) 頭部打撲を発見した場合の対応

プレーを中断し、横に寝かし頭部を固定した上で①のチェックをする。意識を確認したら、②のチェックを行う。①②のうち1つでも当てはまれば、救急車を要請。全て異常なければ、安全な場所へ移動させ、③のチェックを行う。

(2) 救急車を要請した場合の役割分担

- ・頭部を保護する ・AEDを持参する
- ・呼吸と脈の確認、呼びかけをし意識を確認する
- ・保護者連絡をする ・管理職と連携する
- ・救急車誘導をする ・他の児童生徒の誘導



(3) ①意識障害、②頸髄・頸椎損傷の疑いがない場合の対応

- ・児童生徒を安全な場所へ移動させ、③脳振盪の疑いのチェックをする。
- ・保護者に連絡をし、脳外科での検査を依頼する。
- ・軽度であっても当日の体育や部活動は欠席させ、保護者に連絡をとる。
- ・過去に頭部打撲の経験がないか確認する。(症状が改善しないうちに、再度脳に衝撃を受けていないか)

(4) 脳振盪後の段階的復帰プログラムを行う

受傷後、最低6日間は観察を行い、段階的に復帰させる。

ステップ1. 活動なし	ステップ4. 接触プレーのない運動 (筋力トレーニング)
ステップ2. 軽い有酸素運動 (歩行、自転車)	ステップ5. 接触プレーを含む練習
ステップ3. スポーツに関連した運動 (ランニング)	ステップ6. 競技復帰 (通常の練習参加)

5 食物アレルギーへの対応

アレルギー症状がある
(食物の関与が
疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

アレルギー症状

【全身症状】

- ぐったり 意識もうろう 意識がない
- 尿や便を漏らす 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器症状】

- 声がかすれる 喉や胸がしめつけられる
- 声がかすれる 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい 持続するせき込み
- ゼーゼー・ヒューヒューする呼吸

【消化器症状】

- 腹痛 吐き気・嘔吐 下痢

【皮膚の症状】

- かゆみ 蕁麻疹 赤くなる

【顔面・目・口・鼻の症状】

- 顔面の腫れ 目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり 口腔内の違和感・腫れ

【発見者】

- ① 子供から目を離さない、ひとりにしない。
- ② 助けを呼び、人を集める。→ **AEDの依頼**
- ③ エピペンと内服薬をもって来るよう指示・使用。
- ④ 管理職が到着するまでリーダー代行となる。

緊急性の高いアレルギー症状はあるか？

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する。
- ◆迷ったらエピペンを打つ。
ただちに119番通報する。

【緊急性の高いアレルギー症状】

【全身症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈がふれにくい
または不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ゼーゼーする呼吸

【消化器の症状】

- 持続する強い痛み
(我慢できない痛み)
- 繰り返し吐き続ける

1つでも症状があてはまる場合

【緊急性の高いアレルギー症状への対応】

- ①ただちにエピペンを使用する
- ②救急車を要請する（119番通報）
- ③その場で安静にする（立たせたり、歩かせたりしない）
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

★エピペンを使用し10～15分後に症状の改善が見られない。

場合は、次のエピペンを使用する。(2本ある場合)

★反応がなく、呼吸がない場合は心配蘇生を行う。

【安静を保つ体位】

- ◆ぐったり・意識朦朧...仰向けで足を15～30cm高くする。
- ◆吐き気・嘔吐...体と顔を横に向ける。
- ◆呼吸が苦しい・仰向けになれない...上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。

【緊急性がない場合】

- ①内服薬を飲ませ、安静にする。
(急変に備えてエピペンを準備しておく)
- ↓
- ②速やかに医療機関を受診する。
- ↓
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに観察し対応する。

★緊急性の症状が1つでも出現した場合は速やかにエピペンを使用し、救急車を要請する。

6 集団食中毒への対応

- (1) 胃腸炎による体調不良者や欠席者が多数見られた場合、食中毒を疑い、応急処置と聞き取りを行う。嘔吐があれば適切に処理を行う。
- (2) 学校医・市教委・保健所等と連携し、必要な措置を講じる。学校給食センターと連携を取る。
- (3) 校内体制を整備する。
- (4) 全校児童生徒の健康状況を把握し、帰宅後の措置について指導を行う。
- (5) 保健所の指示のもと校内を消毒作業する。
- (6) 保護者へできるだけ速やかに情報提供をするとともに家庭内での二次感染防止の通知をする。その際、PTA役員と連絡を取る。
- (7) 児童生徒への指示を徹底する。
- (8) 発生原因については、関係機関と連携を取り明らかにし、原因の排除、予防に努める。
※プライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮する。
※憶測やうわさが新たな問題を引き起こさないよう状況については正確に説明し、学校再開ができるまでのスケジュールを示し、信頼の回復に努める。

7 異物混入等の具体的な対応

事案発覚	→ 初期対応	→ 二次対応	→ 事後の対応
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・異物の確認 ・関係機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・異物の保管 ・喫食・中止の検討 ・教職員へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・異物とともに管理職へ報告（第一報） ・当該学級全員の給食確認 ・他学級の給食確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康を害する恐れのある児童生徒の保護者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に状況の説明 ・児童生徒の健康確認と報告
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・喫食一時停止 ・待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童生徒の醜状確認、休養、医療機関受診、付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童生徒の引渡し（病院等）

- (1) 喫食現場における原因がある場合は、早急に原因究明を行い、適切に対応をとる。
- (2) 事案発覚後には健康被害の有無を確認し、迅速かつ適切な対応を行う。

【健康を害する恐れのある異物等】

ガラス片 金属片 くぎ 強化プラスチック等の硬質異物
洗剤 殺菌剤 薬品等の化学物質等

- ① 単発発生の場合：梱包された食品（パン等）・個付で配食された食品（果物等）で1つ（人）だけに問題が見られるもの
 - ア) 当該異物を保管（可能な限り発見時の状態で保存）
 - イ) 当該児童生徒等の給食は取り替え
- ② 複数発生の場合：①のようなケースで2つ（人）以上に問題が見られるもの
汁物等の同一食缶から取り分けられるもの
 - ア) 当該器物を保管（可能な限り発見時の状態で保存）
 - イ) 給食を中止する
- ③ 健康被害を害する恐れのある異物に該当しない場合
 - ア) 当該器物を保管（可能な限り発見時の状態で保存）
 - イ) 該当者の給食は取り替え
 - ウ) 当該校等の経過を観察する

北部学校給食センター	082-430-1112
学事課	082-420-0975
指導課	082-420-0976

- (3) 関係機関と連携し、時系列で記録をとる。

8 地震への対応

授業中

発生	初期対応	二次対応	→ → → → →	事後対応
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・安全行動の指示 (放送①) 「机の下か安全な場所で頭を守る行動をとってください。」 ・情報収集(メディア) ・役割分担の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまる ・避難指示(放送②) 「避難を開始します。頭を守り、00に避難してください。」 ・情報収集(メディア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の集約 ・関係機関連携 ・下校方法の検討 ・教職員への周知 ・保護者への連絡(メール, 電話) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全指導 ・家庭との連絡(家屋被害等での帰宅先の確認) ・引き渡し下校または待機時の指導 下校の見回り ・二次被害の防止
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へ指示 机の下に入る, または落下物のない場所で, 体がかがめ頭を守らせる。 ・避難経路の確保(扉の開放) ・火元を消す 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒誘導 ・児童生徒の安否確認 ・救護 ・記録 ・重要物品搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指示(生徒指導部) ・児童生徒の不安軽減 ・校内・通学路安全点 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しまたは待機, 集団下校
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下または落下物のない場所で低姿勢, 頭を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難待機 頭をカバンで守りながら00から避難場所に逃げる 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しまたは待機, 集団下校

登下校中

発生	初期対応	二次対応	→ → → → →	事後対応
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・バス会社と連携 ・役割分担の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の確認 ・関係機関連携 ・情報収集(メディア) ・保護者への連絡(メール, 電話) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下校方法の検討 ・保護者へ連絡(メール, 電話) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先へ帰宅するものがあれば名簿作成
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤中の場合路肩で待機 ・分担して通学路をたどり, 登下校中の児童生徒を安全場所へ誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報を学校へ報告 ・通学路安全点検と報告 ・児童生徒の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内安全点検 ・児童生徒健康確認 ・児童生徒への指示 ・校区内安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・下校時の安全指導 ・引き渡し下校の誘導(家屋被害等での帰宅先変更の場合は連絡先確認) ・下校の見回り ・通学方法の検討
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・現場待機 ・徒歩はブロック塀や屋根瓦が落下しない場所で頭を守る ・バス乗車児童は運転手の指示に従う ・自転車の生徒は路肩に駐車し, 頭を守る行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で待機 ・自宅に戻った場合は学校へ電話 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡しまたは待機, 集団下校

在宅中(早朝)

地震 震度5以上	教職員連絡	職員会議	→ → → → → 家庭連絡
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教職員連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関対応 ・教職員の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡(メール, 連絡)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安否確認(家族の安否とけがの有無, 居場所の確認, 今後の連絡先) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確認及び地域の被害状況把握 ・施設設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への連絡

9 大雨・台風・土砂災害への対応

授業中

	警報発令	初期対応	→	二次対応	→	→	→	→	帰宅確認
本部		・ 気象情報の確認		・ 集団下校, 引き渡し 下校の検討 ・ 教職員との情報共有 ・ 保護者への連絡 (メール, 電話)					
教職員		・ 通学路の安全確認		・ 情報共有				・ 児童生徒への安全指導と今後の予定について	・ 集団下校見回り ・ 引き渡し下校での保護者誘導
児童生徒		・ 学校で待機							下校

在宅中（早朝）

	初期対応	→	二次対応	→	→	→	→	連絡
本部	・ 気象情報の確認		・ 保護者への連絡 (メール, 電話)					・ 関係機関対応
教職員	・ 情報共有		・ 登校時の安全確認 ・ 通学路安全確認					・ 登校時の安全確認 ・ 児童生徒の安否確認
児童生徒	・ 自宅待機 (6時の段階・7時の段階の措置)		・ 登校 or 繰り下げ 登校 or 臨時休業					・ 児童生徒へ今後の予定と安全指導
								・ 自宅待機の場合, 必要に応じて避難

10 火災への対応

授業中（校内で発生）

	発生	初期対応	→	二次対応	→	→	→	→	事後対応
本部		・ 現場確認 ・ 避難指示「〇〇より火災が発生しました児童生徒のみなさんは〇〇に避難しなさい。」 ・ 消防署通報		・ 情報収集 ・ 重要物品の搬出 ・ 関係機関対応 ・ 今後の活動の指示				・ 安否情報の集約 ・ 関係機関連携 ・ 保護者への連絡 (メール, 電話)	・ 教職員との情報共有 ・ 火災発生の調査, 検証, 対策 ・ 保護者への説明
教職員		・ 初期消火, 本部報告 (少人数で対応) ・ 児童生徒誘導		・ 児童生徒の安否確認 ・ 消防車の誘導 ・ 消火活動協力				・ 児童生徒の救護, 不安の軽減 ・ 校内の安全点検	・ 活動と下校の指示 ・ 保護者対応 ・ 事故の調査 ・ 児童生徒の心のケア
児童生徒				・ 避難待機					・ 下校

1 1 犯罪被害防止に関する日常管理

校門及び校舎入り口の管理

段階	具体的な方策
A校門	校門の活用方法，防犯カメラ等
B校門から校舎への入り口	来校者の校舎の入口への案内・誘導・指示，通行場所の指定，死角の排除等
C校舎への入り口	入り口や受付の指定，受付での来校者の確認，名札の着用等

来校者の管理

校長は，全教職員への指示・周知を通じて，下記の来校者対策を徹底し，不審者侵入に万全の対策をとるように努める。

- (1) 来校者は学校の正門から入り，正面玄関からよう校舎に入るようにする。
- (2) 来客等の予定がある場合は，事前に管理職に報告する。
- (3) 校舎入り口に職員室，事務室への案内板を設置する。
- (4) 事務室受付にて，来校者には「来校者受付名簿」に日付，来校時間，氏名(団体名)，用件を記入し，「来校者証」を身に着けるように求める。
- (5) 教職員は学校を管理する立場にあるという心構えを持って，来校者とすれ違った際には来校者証を確認し，積極的に挨拶・声掛けをするように心がける。

[来校者証]

東広島市立福富中学校

来 校 者 証



1 2 不審者侵入への対応（校内）

授業中

発生	初期対応 → → → →			二次対応	事後対応
本部	第一報から状況の把握	緊急事態のチャイム（3回） 110番通報 非常ボタン(ALSOK)	警察による確保 避難指示の放送 時系列で記録	関係機関との連携 保護者連絡	
教職員	不審者への声掛け 職員室へ連絡 児童生徒へ指示	現場へ複数で急行 不審者の移動措置 と隔離 児童生徒への指示	不審者確保の確認 児童生徒の避難誘 導と安否確認	児童生徒誘導 保護者誘導	
児童生徒		避難待機	避難場所へ移動	引き渡し下校	

*不審者に刺激を与えないように、迅速に対応する。

不審者侵入等による学校放送及び相互合図の仕方

- (1) 校内に不審者が侵入した際は、教職員が用件を尋ね、受付の依頼をしながら、職員室の教職員に知らせる。連絡を受けた者は、管理職に報告し、放送をする。
- (2) 不審者侵入の合図は、放送用チャイムを3回鳴らして知らせる。
- (3) 放送用チャイムが3回聞こえたら、授業者はすぐに廊下側窓と出入り口を施錠し、不審者が教室内に入って来ないようにする。職員室から数名、不審者の対応にかけつける。
※児童生徒の安全確保のため、教室に施錠して待機させる。
児童生徒には、静かに整然と待機できるよう指示し、不安の軽減に努める。
- (4) 警察署に出動を要請する。
- (5) 不審者の誘導と隔離に努める。複数の教職員で対応する。
- (6) 不審者が確保されたら、児童生徒を安全な場所へ避難させ、人員・負傷者の確認をする。

避難場所：体育館北側

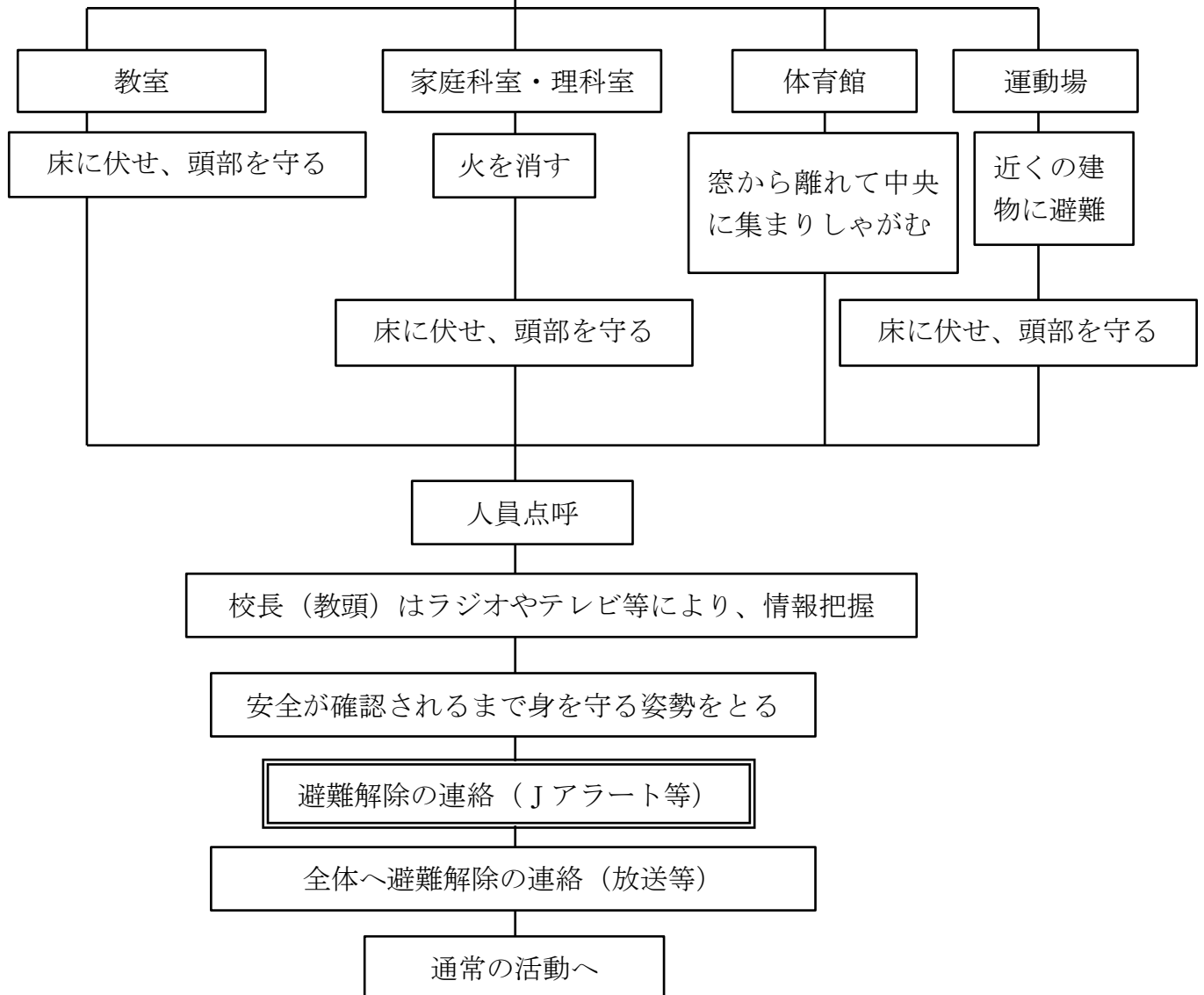
1 3 弾道ミサイル発射時

Jアラート	初期対応 → → → →			二次対応	事後対応
本部	第一報から状況の把握	児童生徒、教職員への指示（放送）	避難解除の連絡（放送）	関係機関との連携	
教職員	児童生徒へ指示	児童生徒への指示	児童生徒の安全確認	保護者連絡等	
児童生徒	※ミサイル発射時の対抗マニュアルに従う。	※ミサイル発射時の対抗マニュアルに従う。	※ミサイル発射時の対抗マニュアルに従う。	通常活動に戻る	

ミサイル発射時の対応マニュアル

Jアラート等 緊急情報発信

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。」



- 1 火を使っているところは、速やかに火を消す。
- 2 床に伏せ、頭部を守る。
- 3 身を守る姿勢ができれば、教員は人員点呼を速やかに行う。
- 4 校長（教頭）は、ラジオやテレビ等により、情報を把握する。
- 5 安全が確認されたら、解除の連絡をし、通常の活動に戻る。

14 引き渡し下校

(1) 引き渡し、または集団下校の判断

- ・地域の様子や被害の状況などの情報を収集する。
- ・引き渡し下校の判断は、学校長が行う。
- ・引き渡し場所は、状況に応じて決定する。
(教室または体育館)

引き渡しの判断基準

- ・通学路に被害が発生していないか
- ・地域の被害が拡大するおそれがないか
- ・下校の時間帯に危険が迫ってこないか

(2) 引き渡し下校の場合

- ・保護者への連絡を行う。(メール配信、電話)
- ・保護者の駐車場と引き渡し場所の案内を行う。
- ・児童生徒の引き渡し場所に学級名簿を準備し、チェックをする。(時間・迎えの人を記入)
- ・各学級担任で、引き渡しの状況及び完了を管理職に報告する。

(3) 集団下校の場合

- ・保護者への連絡を行う。(メール配信、電話)
- ・児童生徒に下校時及び帰宅後の安全指導を行い、集団下校を行う。
- ・地域担当職員は、携帯電話を持参し安全パトロールを行う。
- ・安全パトロールが終了したら、管理職へ報告する。

15 薬品の管理

(1) 理科実験薬品については、理科担当で、保健室の医薬品については、養護教諭で管理する。理科薬品は、管理台帳で薬品庫の整備を行い、日頃の数量管理を徹底する。管理職で統括的な管理をする。

(2) 実験等における安全確保

- ①器具の安全点検を行う。
- ②不意の事態に備えた危険防止措置、緊急措置に対する児童生徒への安全指導を行う。
- ③事故発生時における初期消火及び連絡、応急処置、児童生徒の安全確保をする。
- ④管理職から消防署、市教委、関係機関への連絡をする。

(3) 盗難・紛失への対応

- ①紛失・盗難の疑いが生じた場合は、直ちに、管理職に報告し、現場の状況を保存した上で写真などに記録する。
- ②管理職から関係機関、市教委、警察、保健所、消防署へ連絡をする。
- ③台帳によって、薬品の種類、量の特定をする。

(4) 事後の対応

- ①児童生徒、保護者への説明は、誤った情報が広がらないよう事実を正確に伝える。
- ②事故の発生状況、負傷者の状況、緊急時の措置を記録・整理し、再発防止策を講じる。
 - ② マスコミに対しては、市教委と連携し、窓口を管理職一本化する。

16 問題行動（いじめ、暴力行為等）への対応

- (1) 管理職を本部とし、役割分担を行い、至急現場に向かう。
- (2) 被害児童生徒の状況把握、加害児童生徒の鎮静化を図り、それぞれから事実確認を行う。
- (3) 周囲の児童生徒等居合わせたものにも事実確認を行う。
- (4) 管理職、担任、学年部、生徒指導主事で対応を協議する。
- (5) 職員会議を開き、状況及び対応の方針、学校長の指示を共有する。
- (6) 事実確認から経過などを把握し、その日の内に時系列で記録を整理する。
- (7) 関係保護者と連携し、謝罪を含め家庭での教育と学校との情報交換ができるよう依頼する。
- (8) 教育委員会への連絡をし、警察等への連絡を協議する。
- (9) 他の児童生徒、保護者への報告について検討する。（全体集会、緊急保護者会等）
- (10) 基本的にはその日の内に指導を行い、翌日に持ち越さない。
- (11) 該当児童生徒への特別な指導は、学校長の判断を仰ぐ。
- (12) プライバシー、人権に配慮する。
- (13) 管理職、担任、学年部、生徒指導主事で今後の対応、方針を検討する。
- (14) 情報公開を念頭に入れ、法令に基づいて、公正適切な対応をする。

17 情報公開への対応

- (1) 公文書の管理を適切にする。とりわけ、指導要録についての適正な記入を行う。
- (2) 文書の発行にあたっては、要請者の本人確認をする。
- (3) 直接本人にかかわらない情報の問い合わせについては、相手が確認できない場合、電話で答えない。

18 福富小・中学校避難経路

